重要事項説明書

１．事業所の概要

法人名	公益財団法人横浜勤労者福祉協会
事　業　所　名	うしおだ診療所
所　在　地	横浜市鶴見区本町通 1-16-1
事業者指定番号	神奈川県　1410104513 号
提供サービス	（予防)訪問リハビリテーション
管理者・連絡先	(管理者）渡部　琢也 (管理代行者)通所リハビリテーション主任 TEL:　045-508-6204（通所リハ）
サービス提供地域	横浜市鶴見区の一部
併設サービス	介護老人保健施設やすらぎ　訪問看護ステーション 短時間デイケア　うしおだケアサービス(居宅)

２．営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日。ただし、国民の休日および祝日、メーデー(5/1)、年末年始(12/29-1/3)休暇は除く。
営業時間	午前 8：45～午後 5：15
サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	9：00～17：00

＊年末年始休暇については、事業者に問い合わせください。

３．事業所の職員体制

職　種	従事するサービス内容等	人　員
管　理　者 管理代行者	管理者は、事業所の理学療法士・作業療法士等の従業員の管理、その他の管理を一元的に行います。	各１名（常勤兼任）
理学療法士 作業療法士	理学療法士は、リハビリテーション計画に従って計画的にリハビリテーションを提供します。	１名（常勤兼務） ２名（常勤兼務）

４．事業所の運営方針及び利用者の秘密保持

（１）　サービス提供にあたっては､利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。

（２）　利用者及び利用者の家族及び一般の方の求めがあれば、事業計画及び財務内容の情報を閲覧に提供し、または実費負担によりその写しを交付します。

（３）　横浜市をはじめ、鶴見区内の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（４）　職員は､業務上知りえた利用者またはその家族等の秘密を保持します。

（５）　職員との雇用契約にあたり、職員であった者は職員でなくなった後においても、利用者またはその家族等の秘密を保持するべき責務を負う旨を、その内容とします。

５．職員の資質向上などその他の事項

（１）　うしおだ診療所は、リハビリテーション課職員等の資質向上の為、計画に基づいて研修を実施し、必要な業務体制を整えます。

ア）採用時研修　採用後２ヶ月　　イ）継続研修　　年４回以上

６．衛生管理等

（１）　利用者ごとに手指消毒を行うなど衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

（２）　ノロウィルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、職員に周知徹底しています。

７．相談窓口、苦情処理について

（１）　サービスに関する相談や苦情には、次の窓口で対応します。

電　話　/ FAX 番　号	Tel045-508-6204　/Fax045-508-6266
担　　当　　者	うしおだ診療所　訪問リハビリテーション担当

その他、お住まいの区役所および神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等ができます。

はまふく コール	事業所名　横浜市高齢者施設等苦情相談等受付窓口運営事業
	電話番号　045-263-8084
	対応時間　月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く） 9 時 00 分～17 時 00 分

神奈川県国民健康 保険団体連合会 （国保連）	所在地　横浜市西区楠町 27 番地 1
	電話番号　045-329-3447
	対応時間　月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）の 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

（２）　担当者不在時は、うしおだ診療所または管理者が対応します。

（３）　苦情があった場合は、ただちに詳しく事情を確認し、介護サービス計画書作成責任者が必要と判断した時は管理者を含め検討会を開き、処理結果は必ず管理者に報告します。検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応を行います。

（４）　苦情処理の経過はケース台帳に記録し、再発防止に役立てます。

（５）　サービス事業者に対する苦情については、区役所担当課へ連絡します。同時にサービス事業者に事実確認を行い、事後の対応を文書にて回答していただきます。

（６）　対応についての不備等により利用者がサービス事業者の変更を求めた場合は、早急に他の事業者への変更を行います。

（７）　普段から苦情が出ないような介護サービス計画の作成に心がけ、介護サービス計画の作成後も、介護サービスが計画通り実施されているかどうかモニタリングを定期的に行います。

８．運営法人の概要

名　　称	公益財団法人横浜勤労者福祉協会
代 表 者 名	理事長　野末　浩之
法人本部所在地・連絡先	横浜市鶴見区矢向 1-6-20　TEL 045-574-1011

【実施事業の概要】

汐田総合病院、うしおだ診療所、うしおだ訪問看護ステーションなどでの医科・歯科診療を通じ、創立以来の往診・訪問看護、通所リハビリテーションなど在宅医療・福祉に力を注いでいます。保健所・福祉事務所など行政機関をはじめ地域の開業医・病院などの医療機関・福祉施設との連携をはかり、高齢者などが安心して暮らせる地域づくりへの参画に努めています。

訪問リハビリテーション説明書

１．サービス内容

(1)「訪問リハビリテーション」は、利用者の居宅（自宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

(2) 理学療法士は、当院医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成します。訪問リハ開始にあたり医師の診療と指示が必要となります。当所がかかりつけ医ではない際は、当所の診療を受けて頂き医師の指示をいただいています。ただし、診療を受けることが困難な場合、別途規定に準じて対応致します。（詳細はリハスタッフにお尋ねください。また、訪問リハビリテーションに関わる医師の診療費はいただきません。）

※リハビリテーション計画は概ね３ヵ月に１度更新し、同時に医師の指示も必要となります。

(3)事業者は日曜日および祝日、年末年始休暇を除く次の日程により訪問リハビリテーションを提供します。

(4) サービスにあたっては、別添の「訪問リハビリテーション計画書」に沿って計画的に提供します。

曜日	時間帯	内容(概要)
月曜日	9:00～17:00	日常生活動作訓練、運動療法、家族指導など
火曜日	9:00～17:00	日常生活動作訓練、運動療法、家族指導など
水曜日	9:00～17:00	日常生活動作訓練、運動療法、家族指導など
木曜日	9:00～17:00	日常生活動作訓練、運動療法、家族指導など
金曜日	9:00～17:00	日常生活動作訓練、運動療法、家族指導など
土曜日	9:00～17:00	日常生活動作訓練、運動療法、家族指導など

２．サービスの提供の記録等

(1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問リハビリテーション記録書」等の書面に必要事項を記入してます。

(2) 事業者は、一定期間ごと（通常３ヵ月ごと）に「訪問リハビリテーション計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問リハビリテーション記録書」等の書面を作成し、医師に報告します。また、利用者に説明のうえ交付(するとともに、居宅介護支援事業者に提出)します。

(3) 事業者は、前記「訪問リハビリテーション記録書」等の記録を作成完了後２年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

３．サービス提供管理者等

(1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：　櫻井 直樹　　連絡先（電話）：　045-508-6204（通所リハ）

(2) サービスを行う主な担当者は、次の者です。

氏名：　櫻井 直樹(理学療法士)、

中村　久美子(作業療法士)、水谷　愛里(作業療法士)

４．キャンセル

(1) 利用者がサービスの中止をする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。担当者が不在の場合、お名前とサービスを中止する旨を電話窓口でお伝えください。必要に応じて担当者が折り返しご連絡いたします。ただし、利用者の容態の急変などのやむを得ない事情がある場合には、直前でも構いません。

窓口（連絡先）TEL　　045-508-6204（通所リハ）

(2) キャンセル料は発生しません。

５.事業所の都合でサービスの提供を中止する場合

(1) 移動手段は自転車または徒歩にて行います。交通事情により予定時間が前後する場合がありますこと、ご了承お願い致します。大幅に遅延の可能性がある場合については電話での連絡をいたします。悪天候、暴風などで移動手段が確保できない場合、車両の故障及び交通トラブルなどの場合、サービスを中止させていただくことがございますので予めご了承ください。サービス提供の有無については担当者からご連絡いたします。

(2) 非常災害発生の対応はうしおだ診療所の決定に従います。サービスが中止とされる場合は、サービスの中止理由、中止期間を担当者よりご連絡いたします。

(3) 担当者の体調不良等の時は可能な限り代行者を検討いたしますが、困難な場合はサービスを中止させていただくことがございますので予めご了承ください。サービスが中止される場合は、事業所からご連絡いたします。

６．事故発生時の対応

(1) サービス提供時に事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。また、利用者の家族等、契約書にご記入頂いた連絡先及び保険者の指定する行政機関に対し速やかに報告します。

７．医療保険との併用

(1) 医療保険でのリハビリテーションと介護保険でのリハビリテーションは、基本的に併用はできません。

８．その他

(1) サービス提供者（理学療法士等）に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(2) 利用者の体調について、当日利用開始時に 37.5℃以上の熱がある場合、感染対策としてサービスを中止することがあります。また、うしおだ診療所の指針に準じて、37.5℃以下であっても症状がある場合は、サービスを中止させていただくことがありますので、予めご了承ください。

訪問リハビリテーション料金表

1.サービス費用

(1) 利用者からいただく利用者負担金は、下記のとおりです。

この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

①基本報酬（1回20分につき）：要介護；３０８単位／回　要支援；２９８単位／回

②サービス提供体制加算：（Ⅰ）（6単位/回）（Ⅱ）（3単位/回）

③移行支援加算(介護予防を除く)：１７単位／日

④短期集中リハビリテーション実施加算：退院・退所・認定日から3月以内(週2回介入)；200単位/日

⑤リハビリテーションマネジメント加算(介護予防を除く)：

リハビリテーションマネジメント加算(A)イ；１８０単位／月

リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ；２１３単位／月

事業所の医師が利用者またはその家族に対して説明し利用者の同意を得た場合；＋２７０単位／月

リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ；４８３単位／月

⑥事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合：

⇒所定単位数から1回につき５０単位を減算

⑦長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化(予防のみ)：

利用を開始した日の属する月から起算して１２月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合；所定単位数から1回につき３０単位を減算

⑧口腔連携強化加算：５０単位／回(1月に1回を限度)

⑨退院時共同指導加算：６００単位

⑩※新設　介護職員等処遇改善加算：算定した単位数の1.5%を加算

※利用者負担金算定根拠　【1単位単価　10.88円（2級地)】

＝（単位×回数＋加算）×単価－（単位×回数＋加算）×単価×0.9

※計算上小数点以下が発生するため、表に示した金額は回数により若干の誤差が生じます。毎月の合計負担金につきましては各担当者にお尋ねください。

※地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成27年8月1日から、一定以上の所得のある第一号被保険者の自己負担を1割から2割に引き上げることとなります。

※上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割または8割または7割）を請求することになります。

(2) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を越える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

(4) その他

① お支払いは郵便局もしくは横浜信用金庫での対応となります。ゆうちょ銀行の場合は、毎月 25 日の自動引き落とし（休日の場合は翌営業日）、お振込みをお選びいただけます。横浜信用金庫の場合はお振込のみとなります。なお、自動引き落とし、お振込とも所定の手数料がかかりますことを御了承お願い致します。

② 交通費については通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。

重要事項説明が行われたことの確認書

2026年　　月　日

（利用者）　サービス契約締結にあたり、重要事項説明書に基づいて訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの内容、及び重要事項について説明を受け内容に同意し交付を受けました。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記代理人（代理人を選定した場合）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（事業者）　サービスの契約締結にあたり、本書面に基づいて訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの内容、及び重要事項について説明しました。

横浜市鶴見区本町通１－１６－１

公益財団法人　横浜勤労者福祉協会　うしおだ診療所

管理者　　渡部　琢也

説明者　　櫻井　直樹　　水谷　愛里